

○泉佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 7 年 9 月 30 日
泉佐野市条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令 1 号)で定める基準をもって、その基準とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。